

令和8年6月23日

財務大臣 片山 さつき 殿

関税・外国為替等審議会会長

神 作 裕 之

答 申 書

令和8年6月23日付財関第688号をもって諮問の
あった不当廉売関税を課する期間の延長について、本
審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第8条第25項及び第30項の規定に
基づき、大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムに対
して不当廉売関税を課する期間を延長することにつ
いては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。